

経営者のための 銀行交渉術 と 最新税務情報



第 58 号

平成 29 年 10 月 5 日 (木)

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006

大阪府野江 4 丁目 1 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

■役員給与等改正のポイント■

平成 29 年度税制改正により、役員給与の見直しが行われました。改めて確認してみましょう。

1. 改正の背景

日本経済の好循環を確かなものにするためには、「攻めの経営」を促進することが重要となり、持続的な企業価値を生み出す企業経営のための役員給与制度の大幅な見直しが行われました。

平成 29 年度税制改正では、役員報酬に関する税制において、①平成 28 年度税制改正において導入した譲渡制限付株式報酬（事前交付型リストリクトド・ストック）の損金算入対象を非居住者役員や完全子会社以外の子会社の役員に拡大する、②業績連動給与について、複数年度の利益、株価等の指標に連動したものも損金算入の対象とする、③株式交付信託やストックオプションなどの各役員報酬類型について全体として整合的な税制とする等の措置が講じられました。

2. 改正の内容

(1) 利益連動給与

利益連動給与について、次の見直しが行われました。

- ① 算定指標の範囲について、株式の市場相場の指標及び売上高の状況を示す指標を加えるとともに、当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとしました。（注）これに伴い、損金経理要件について所定の見直しが行われました。
- ② 利益の状況を示す指標（以下「業績連動指標」）又は上記①の追加された指標を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加えました。
- ③ 同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加えました。

(2) 退職給与

退職給与で利益その他の指標を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は利益連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とします。これにあわせて、利益連動給与について、業績連動指標を基礎として算定される数の新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与を対象に加えました。

(3) 事前確定給与

事前確定給与について、次の見直しが行われました。

- ① 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を対象に加えました。
- ② 上記(2)の改正に合わせて、所定の時期に確定した新株予約権を交付する給与を対象に加えるとともに、一定の新株予約権による給与についての事前確定の届出が不要とされました。
- ③ 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外しました。

(4) 定期同額給与の範囲

定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加えました。

(5) 定期同額給与の改定期限

事前確定届出給与の届出期限及び利益連動給与における報酬委員会の決定等の手続きの期限について、確定申告書の提出期限の延長の特例についての改正に伴う見直しを行います。

3. 適用時期

上記の改正は、退職給与に係る部分、譲渡制限付株式に係る部分及び新株予約権に係る部分は平成 29 年 10 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議をする給与について適用し、その他の部分は平成 29 年 4 月 1 日以後に支給又は交付にかかる決議をする給与について適用されます。

(出典 税務懇話会)